

正 誤

埼玉県教育委員会規則第十五号（令和七年三月二十八日第六百三号）中訂正

ページ 行

一 前から八及び九

誤

「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。以下同じ。）」

正

「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。以下同じ。）が」

ページ 行

一 前から十六

誤

「伴い」と

正

「事由発生に伴い」と